

軽減税率、経理方法で2案



消費税率10%時の家計の負担軽減策を巡り、納税する事業者の経理の仕組みに注目が集まっている。一部の商品に低い税率を適用する軽減税率の場合、商品ごとに税率をきちんと記録しなければ正確な納税額がつかめなかったため。与党が検討する2つの経理方法の利点と課題を探る。

Q なぜ経理方法が議論されているの？
A 消費税を国に納める事業者は現在、請求書などの帳簿から集計した

税額票 正確に記録 簡易方式 手間少なく

売上高に税率をかけて納税額を計算している。税率が複数になると、どの商品の税率がいくらかを記録した新しい経理の仕組みが必要になる。

Q どのような方法が検討されているの？
A 1つが税額票（インボイス）と呼ぶ伝票の作成を義務付ける仕組みだ。モノを売る事業者は現在、品目や税込み価格を書いた請求書を発行する。これとは別に税率や税額を書いた税額票を作り顧客に渡す。

納税の仕組みはこうだ。スーパーが食品会社から税抜き価格1000円の商品を仕入れた場合、0円で消費税として120円を消費者に売ると12

軽減税率の経理方法2案は一長一短

簡易方式	インボイス(税額票)																																		
<p>軽減税率対象品に「※」などの印をつける。品目ごとの税率・税額は不要</p> <p>11月分請求書</p> <table border="1"> <tr> <td>1日 食料品※</td> <td>税込み価格 5400円</td> </tr> <tr> <td>8日 雑貨</td> <td>5500円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21800円</td> </tr> <tr> <td>うち10%対象</td> <td>11000円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td>10800円</td> </tr> </table> <p>税込み価格</p>	1日 食料品※	税込み価格 5400円	8日 雑貨	5500円	計	21800円	うち10%対象	11000円	8%対象	10800円	<p>品目ごとに税率・税額</p> <p>11月分税額票</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>税抜き価格</td> <td>消費税率</td> <td>消費税額</td> </tr> <tr> <td>1日 食料品</td> <td>5000円</td> <td>8%</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>8日 雑貨</td> <td>5000円</td> <td>10%</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20000円</td> <td></td> <td>1800円</td> </tr> <tr> <td>うち10%対象</td> <td>10000円</td> <td></td> <td>1000円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td>10000円</td> <td></td> <td>800円</td> </tr> </table> <p>請求書番号 No.〇〇〇 事業者番号 △△△</p>		税抜き価格	消費税率	消費税額	1日 食料品	5000円	8%	400円	8日 雑貨	5000円	10%	500円	計	20000円		1800円	うち10%対象	10000円		1000円	8%対象	10000円		800円
1日 食料品※	税込み価格 5400円																																		
8日 雑貨	5500円																																		
計	21800円																																		
うち10%対象	11000円																																		
8%対象	10800円																																		
	税抜き価格	消費税率	消費税額																																
1日 食料品	5000円	8%	400円																																
8日 雑貨	5000円	10%	500円																																
計	20000円		1800円																																
うち10%対象	10000円		1000円																																
8%対象	10000円		800円																																
<p>長所・短所</p> <p>○: 既存の請求書を使い、負担軽く ×: 納税額の計算で不正も</p>	<p>長所・短所</p> <p>○: 納税額を正確に把握 ×: 新たな税額票を作る負担重く</p>																																		

税額票方式では、自社が発行したものと仕入れ先が交付したものの税額を差し引きすれば納税額が正確にわかる。欧州各国が採用しているが、商品ごとに税額を記録するのに膨大な手間がかかる。スーパーなどの小売事業者が反発している。

Q もう1つは？
A 現行の請求書を使

う方法だ。請求書には軽減税率の対象品に「※」などの印をつけ、印のある品目とない品目の売上高をそれぞれ集計すれば納税額を計算できる仕組みだ。事業者の負担が少ないとして公明党が主張している。

ただ、軽減税率の対象かどうかの間違いがあっても見つかりにくい。軽減税率の対象の品目数を操作するなどの不正が起きやすく財務省は消極的だ。

Q 最終的にどちらかが導入されるのか？
A 経済界では「どちらの方法も零細事業者は対応できない」との声がある。軽減税率よりも、増税の負担が重い低所得者に現金を給付すべきだとの声も残る。財務省が提案した「軽減分を後で還付する」という方式もある。決着時期も不透明だ。